

# 香里ライガース規約

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本団体は、寝屋川市スポーツ少年団に所属する「香里ライガース」と称す。

(目的)

第 2 条 本団体の目的は、以下とする。

- (1) 学童が野球を通じて、団員相互の協力・友情・親睦を深め、心身を鍛錬し、礼儀正しい立派な人間としての基礎を養う
  - (2) 団、ひいては野球界全体の発展に寄与する
- 役員・監督・コーチ(以下「指導者」という)、および団員とその保護者は上記の達成のため、常に配慮した言動・行動に努めなければならない。

(活動)

第 3 条 本団体は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 軟式野球を中心としたスポーツ活動
- (2) 各種団体主催の野球大会への参加
- (3) 他団体との交流活動
- (4) その他、地域社会貢献などの本団体の目的達成に必要な活動

(活動場所)

第 4 条 本団体の活動場所は、寝屋川市立第五小学校グラウンド、寝屋川市立国松緑丘小学校グラウンドおよび池の瀬グラウンドを主とする。ただし、淀川河川敷グラウンドで活動する場合もある。

(活動日)

第 5 条 本団体の活動日は、原則として土曜日・日曜日・祝祭日とする。ただし、3年生以下の練習時間は原則半日とする。

(登録)

第6条 本団体は、寝屋川市スポーツ少年団に登録する。なお、加盟団体の主催する行事等への参加にあたっては、加盟団体の定める規約に従う。

## 第2章 団員

(構成)

第7条 本団体は、小学校1年生以上で、本団体の目的に賛同する保護者の学童であれば男女を問わず入団できる。(体力的に可能であれば、幼稚園児の年長から可)

(入団・退団・除名)

第8条 本団体への入団を希望する場合、本人および保護者が本規約に同意し、所定の入団届に必要事項を記入の上、本団体へ提出する。

- 2 団員が卒団以外で退団を希望する場合、保護者の承認を経て、本団体へ申し出る。
- 3 本団体の名誉を汚す行為、本団体の活動を著しく妨げる行為があった役員、団員および保護者に対しては、代表は退団・除名処分を行うことができる。

(チーム編成)

第9条 原則として、6年生をAクラス、5年生をBクラス、4年生をCクラスおよび、3年生以下の団員で構成されたDクラスとする。

- 2 所属する団員のみでチーム編成が困難な場合は、寝屋川市スポーツ少年団に所属する他のチームと合同チームとして試合に出場することもある。

(団員の責務)

第10条 団員は本団体の活動に際しては、本団体の規約を順守するとともに、指導者の指示に従わなければならない。

## 第3章 会議

(総会)

- 第 11 条 総会は、年 1 回以上開催するものとする。
- 2 総会出席者は役員・指導者・KL 役員とする
  - 3 総会は、活動計画、会計及び重要事項（規約・ルール・人事・その他団運営にかかわる全ての事項）を審議するものとする。
  - 4 総会は、代表が招集し、代表が議長になる。

(監督・コーチ会議)

- 第 12 条 代表の承認のもと、必要時に監督・コーチ会議（通称「コーチ会議」）を開催することができる
- 2 コーチ会議出席者は総会に準ずるものとする
  - 3 本団体の重要事項を変更する必要性が生じ、総会までに決定する必要がある場合には、コーチ会議にて審議するものとする
  - 4 コーチ会議での審議によって決定に至らなかった場合は、コーチ会議出席者の多数決により決定するものとする
  - 5 コーチ会議までに決定する必要がある緊急事項は、代表・総監督・監督の審議により仮決定し、その後のコーチ会議にて最終決定をする

## 第 4 章 役員

(役員構成)

- 第 13 条 本団体に、次の役員をおく。役員は兼務を可能とする。
- (1) 顧問 該当者
  - (2) 代表 1 名
  - (3) 副代表 1 名（原則）
  - (4) 団会計 1 名（団員の保護者から選出）
  - (5) 総監督 1 名
  - (6) 監督 1 名（各学年毎に）
  - (7) コーチ 若干名
  - (8) その他担当役員 若干名

(役員を選出)

第 14 条 前条の役員は、総会において選出される。任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

(指導者の心得)

第 15 条 指導者は、団員の人権を尊重しながら、団員の心身の健全な育成に努めなければならない。

2 指導者は、常に野球技術は勿論のこと、指導方法、健康管理、事故防止等に関する情報収集や研究を怠ることなく、自己研鑽に努めなければならない。

3 指導者は、常に自分自身の鍛錬に心がけ、団員から尊敬され、目標となるような人格の向上に努めなければならない。

## 第 5 章 会 計

(会費)

第 16 条 会費は以下のとおりとし、金額は別表 1 のとおりとする。

- (1) 入団金 入団時
- (2) 月団費 月団費は毎月 10 日までに納めるものとする。
- (3) K L 会費(保護者会)

(会計年度)

第 17 条 会計年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年の 2 月 28 日までとし、総会において収支報告を行う。

## 第 6 章 補 足

(香里ライガース KL 会)

第 18 条 本団体は団員の保護者による「香里ライガース KL 会」(以下「KL 会」という。)を組織し、別紙の「香里ライガース KL 会会則」に則り運営する

(コーチ会)

第 19 条 本団体は指導者による「香里ライガースコーチ会」(以下「コーチ会」という。)を組織する。

2 代表がコーチ会の会長を務めるものとする。

3 コーチ会費として、年度初めに会費を納めるものとする。

(団行事)

第 20 条 本団体は、団員相互の親睦を深めるため、レクリエーション等の団行事を企画立案し、実行するものとする。

2 団行事の企画立案は、KL 会にて行うものとし、全団員の協力を得て実施するものとする。

(交通費)

第 21 条 団員移動時のガソリン代、高速代及び駐車場代は、別に定める基準に則り本団体で負担するものとする。

(保険)

第 22 条 団員、指導者は、本団体でスポーツ傷害保険に加入する。その費用は団会計で負担する。

(事故の責任)

第 23 条 本団体は、その活動中の事故について、スポーツ傷害保険の請求手続き支援を行い、活動中のけがや病気等には誠意をもって対応するが、それ以外の責任は負わないものとする。

(その他)

第 24 条 この規約に記載無き事項が発生した場合は、総会等にて協議決定する。

## 附 則

この規約は、2023 年 9 月 2 日から施行する。

別表 1

入 団 金	3,000 円
月 団 費	2,500 円
K L 会 費	1,400 円(但し、年 3 回 4 ヶ月毎)

## 香里ライガース KL 会会則

### 1. 名称

本会は、「香里ライガース KL 会」と称す。

### 2. 目的

香里ライガースの健全な育成と発展を願い、ボランティア精神にのっとり、団の運営に関する協力を惜しまず行う。但し、強制ではない。

### 3. 会員

香里ライガースに在籍する団員の保護者とする。会員は、練習方法や試合等については、監督・コーチの指導に一任し、協力する。

### 4. 活動内容

- 1 お茶・おしぼりの当日分の用意ネット裏当番時のお茶の準備
- 2 試合の応援
- 3 団員移動時の車出し協力
- 4 団行事の協力と参加

### 5. 会費

団員数に関係なく、一世帯につき4ヶ月1,400円とする。但し、中途入会の場合、1ヶ月350円とする。

### 6. 会費の使途

団の運営に関し、監督・コーチ・KLへの慰労のため等の諸経費に充てる。

### 7. 会計年度

毎年3月1日から2月28日までとする。

### 8. 役員

会員の中から下記の役員を選出する。任期は1年とする。

会長・・・1名    副会長・・・1名    団会計・・・1名    団副会計・・・1名  
KL会計・・・1名    書記・・・1名    各学年役員・・・若干名

9. 運営

本会の目的を達成するために協力して運営にあたるものとする。KL会の会合には個人の家を使用しない。[コミセン・公民館・自治会館などを事前に予約して利用すること。]

10. 総会の開催

年度末に当該年度の総会を開催し、活動の報告及び役員の変更、会計報告などを行う。